



# 令和6年度 大子町立生瀬中学校部活動運営方針

## 1 学校教育の一環としての部活動

- (1) 部活動は、学校教育の一環として共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心をもつ生徒が集い、その能力・適正、興味・関心に応じた活動を通じて、技能や知識の習得を目指し、継続して努力し、充実感や達成感を味わう等、生徒が豊かな学校生活を送る上で大きな意義をもつ。
- (2) 部活動は、生徒が学級や学年の枠を越えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で、顧問との関係や同学年の仲間や先輩、後輩との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯意識等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動である。
- (3) 部活動は、生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しむ態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

## 2 大子町の目指す部活動

大子町では、部活動を通して未来を創り出す資質・能力を育み、自分らしく健全に生き抜いていくことができる生徒の育成を目指す。その資質・能力の育成のため、各学校は教育課程との関連を十分図るとともに、生徒や学校、地域の実態に応じて工夫をしながら活動を推進する。こうした活動を通して、生徒一人一人が将来のキャリア形成に必要な姿勢や態度等を体感、会得する。

## 3 本校運動部活動運営方針策定の趣旨

運動部活動の在り方に関する国のガイドラインや大子町立中学校運動部活動運営方針に則り、本校において運動部活動がより一層効率的・効果的に行われ生徒の健全な成長を支えるとともにこれまで以上の成果が上がることを期待して「生瀬中学校運動部活動運営方針」を定めることとする。

## 4 本校の運動部活動運営について

### (1) 学校における体制整備

#### ア 部活動の適切な設置及び加入方針

本校における部活動の設置については、生徒、保護者、教職員及び地域の実態等に応じ、持続可能性を十分考慮した上で校長の判断で行う。また、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに鑑み、生徒の部活動加入については自主選択制を原則とする。

## イ 活動方針及び活動計画の立案と公開

### ① 活動方針

部活動運営方針は学校が策定し、生徒、保護者及び地域関係機関へ周知するとともに、学校ホームページ掲載により公表する。

### ② 活動計画

各部顧問は、「部活動年間活動計画・休養日設定確認表」を用いて、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）を年度初めに作成するとともに、月ごとの活動計画・活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を毎月末に作成し、校長に提出する。校長は、これらにより活動計画及び活動実績を把握し、適切に部活動が運営されるように適宜指導助言を行う。

### ③ 活動日及び休養日

- a 原則として、月・木曜日を除く授業日及び土曜日を活動日とし、週3日以上休養日を設ける。
- b 大会等で週末の休養日が取らずに活動した場合は、翌週に振り替えて休養日を設けることとする。なお、週末に大会が続くなど、翌週に代わりの休養日が取れない場合は、後4週間の中で休養日を別の週末に設ける。
- c 連休及び長期休業中の活動日は、休業日数の半分程度とする。また、長期休業中は原則土・日曜日及び祝日、学校閉庁日、夏季休業最後の平日3日間は休養日とする。ただし、正式な合同チームによる活動、練習試合及び大会等へ参加する場合は、学校長の許可を得て実施することができることとする。
- d 中間・期末・学年末テスト前は、テスト実施日の3日前より活動を休止する。ただし、テスト直後に大会を控えている場合は、学校長の許可を得て活動できるものとする。

### ④ 活動時間

- a 平日の活動時間は1時間30分以内、休日及び長期休業日の活動時間は3時間以内とする。なお、活動時間には移動や準備、片付け等の時間は含まない。
- b 早朝練習等の活動は実施しない。ただし、部活動に設定されていない陸上競技の練習に限り、大会前1か月間の朝練習を許可する。

### ⑤ 活動開始、終了時刻及び下校時刻

期 間	開始時刻	終了時刻	下校時刻	備 考
4～9月前半	15：40	17：10	17：25	9月前・後半の切り替えは那珂大子地区新人大会（※1）
9月後半～10月		16：40	16：55	
11月		16：10	16：25	
12月		15：55	16：10	
1月		16：10	16：25	
2月		16：40	16：55	
3月		16：55	17：10	

※1 中央地区新人大会に出場する部は、那珂・大子地区新人大会後も17：10まで延長して活動できることとする。

## ⑥ 留意点

- a 当初計画していた休養日に、やむを得ず活動する場合は、校長の了承を得た上で実施し、別の日に代わりの休養日を設ける。
- b 上記の休養日等を確保するために、県総体や県新人戦を含め、参加する大会数を月1大会程度を目安とする。
- c 活動時の服装は学校指定の体操服（夏・冬用）または各部で定めたものとする。
- d 下校時に保護者の迎えを待つ場合は、校内で待つこととする。
- e 練習及び対外試合等に持参する飲料水は、水筒等の容器に入れて持参する。ペットボトル単体の持参は禁止する。
- f 対外試合に参加する場合は、中体連規定や大会規則を厳守するとともに、マナーをよく守って行動する。
- g 制汗スプレーの使用は認めるが、無香料のものとし、更衣室または部の活動場所で使用する。
- h 部活動への差し入れは受け取らない。

## (2) 学校組織全体での指導体制の構築

### ア 学校組織全体での指導体制の構築

部活動は、学校教育の一環であるため、学校組織全体で運営や方針を検討し、計画的に活動を進めるための指導体制を構築する。

### イ 各部の活動状況の情報共有

学校全体として、バランスのとれた部活動運営がなされるように、校内において各部の活動状況等について情報を共有する。

### ウ 運営状況の確認及び、点検・改善の推進

適切な部活動の運営については、「太子町立中学校部活動運営チェックリスト」等を活用し、学校として点検・改善に努める。

## (3) 各部における効率的・効果的な活動の推進

### ア 各部の方針等の周知

- ① 顧問は、年度当初に部としての方針や大まかな「部活動年間活動計画・休養日設定確認表」を作成し、学校のホームページや学校だより等で生徒・保護者に提示し、理解を得る。
- ② 顧問は、「活動計画」を用いて月毎の活動スケジュールを作成し、校長の承認を得て生徒・保護者に提示する。なお、各部の月毎の活動スケジュールについては、学校全体で活動の状況を共有する。
- ③ 校長は、「活動計画・実績報告」を点検し、方針で定める範囲の活動となっているか確認し、適宜指導や助言を行う。また、「活動実績」は毎月ごとに教育委員会に提出する。

#### (4) 安全対策

校長は、学校における部活動の安全な環境整備をするとともに、以下のア～ウについて、部活動顧問に対して支援・指導を行う。

ア 顧問は、日常の活動を安全に行うことができるよう活動の前後に健康観察を行い、常に生徒の健康及び安全の確保に努める。また、練習場所や設備、用具等について安全確認を行う。

イ 顧問は、万が一に備え、学校の「学校危機管理マニュアル」を参考にしながら緊急対応について対処の仕方を確認しておく。

ウ 顧問は、以下の点に留意し、部活動における熱中症事故の防止等、安全確保を徹底する。

- ① 「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。
- ② 気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。また、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋外の運動を原則として行わない等適切に対応する。
- ③ 実施が可能と判断し活動する際にも、生徒の健康管理を第一優先に考え、参加生徒の健康観察を実施し、長時間のランニングや激しい運動は避け、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底する。
- ④ 高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合や練習試合、練習については、参加や活動の中止等、柔軟な対応を行う。また、やむを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、感染者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。万が一熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早朝の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

#### (5) 適切な指導の実施

ア 体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為であり、部活動を通して望ましい人格の形成を目指すために根絶を徹底する。

イ パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等不適切な言動についても、生徒の人権を侵害する違法な行為であるため根絶を徹底する。

ウ 生徒の技能及び体力の程度等を考慮した科学的・合理的な内容や方法により肉体的・精神的な負荷を伴う指導については、生徒の実態等に十分配慮し、適切に行う。

### 5 保護者・地域との連携

#### (1) 保護者との連携

##### ア 部活動保護者会の実施

年度始めに部活動保護者会を実施する。その際、部活動における学校の活動方針及び各部の活動方針、おおよその年間スケジュールを示し、理解を得る。部活動指導員及び

中学校体育連盟登録の外部指導者等を配置する場合は、原則として部活動保護者会で紹介する。

イ 保護者・地域とのパートナーシップの醸成

生徒の健全な育成と教育環境の充実の観点から、保護者・地域との連携に努め、生徒や保護者が部活動に関する心配や不安等について、顧問や学校に相談しやすい雰囲気醸成する。

(2) 地域との協働

学校と地域が共に子供を育てるという視点に立ち、外部指導者として学校支援を希望する地域人材の発掘、活用に努める。

6 その他

(1) 本校に文化部を設置することになった場合においても本運営方針を運用する。

(2) 新入生の入部について

ア 仮入部期間 4 / 19 (金) ~ 4 / 26 (金)

イ 正式活動開始日 4 / 26 (金)

ウ 正式入部の手続き 入部届を担任の先生に提出 (担任→部活動顧問)

エ 活動時間

見学・仮入部期間	15 : 40 ~ 16 : 15
4 / 30 (火) ~ 5 / 10 (金)	15 : 40 ~ 16 : 40

オ 留意事項

① 見学・仮入部期間中は、原則として休日の活動に参加しない。ただし、特別な事情がある場合 (例 ; 1年生を加えないと大会に参加できないなど)、学校長の許可及び保護者の同意を得て参加できるものとする。